

船橋市空家等対策計画（案）

令和 3 年度第 1 回船橋市空家等対策協議会からの変更点について

○パブリック・コメント実施までの主な変更箇所

ページ	変更箇所
27～33	協議会での指摘を踏まえ、基本方針ごとの具体的な取組のうち、優先する取組として「1-3. 空家等にさせないための啓発活動の実施・強化」「2-2. 所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援」「2-4. 所有者等による適切管理への助言、情報提供」「2-5. 所有者不明空家等への財産管理制度の活用」「2-7. 特定空家等に対する措置の実施」「2-11. 空家等管理事業者の紹介」を選定し、その旨を記載しました。
全体	字句の修正や図表の掲載順等の見直しを全体にわたり行いました。

概要版	記載内容の順序を計画本編に準ずるとともに、優先する取組を選定したことを反映しました。
-----	--

○パブリック・コメント実施後の変更箇所

ページ	変更箇所
32, 33	船橋造園協同組合と空家等の適切な管理に関する協定を取り交わしたことから、「2-9. 外部団体との管理不全の空家等を防止するための連携体制の整備・強化」「2-11. 空家等管理事業者の紹介」の内容を追記・調整しました。
49	空家等対策計画策定経緯について、前回協議会以降の内容を追記しました。

概要版	協議会での指摘を踏まえ、空家等に対する対策の実施体制として、近隣の空家等に困っている市民の方への相談窓口、特定空家等への対応、空家等の所有者等の相談窓口について図示しました。
-----	---